

第 17 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 29 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 11月29日(金) 15時30分～16時41分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん(その1)報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん(その2)報告の件
- 日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん(その3)報告の件
- 日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
- 日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第12 議案第5号 現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

5番 野澤 修治 6番 盛田 義政

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、5番 野澤委員、6番 盛田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積203,213㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線、公簿・現況地目とも畑、面積2,438㎡です。本申請は、格納庫の移設及び作業場の設置（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年10月31日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,337㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年10月28日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件を議題といたします。それでは、栗野あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。農地等移動適正化あっせん（その1）報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月14日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、中捨委員、嶋崎委員、盛田委員、鳥本委員、そして私栗野、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階教育委員会応接会議室において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号9番は売買でのあっせん成立、番号1番から番号8番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、栗野あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件を議題といたします。それでは、山川あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。農地等移動適正化あっせん（その2）報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、土屋委員、高橋委員、横溝委員、そして私山川、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号3番は売買でのあっせん成立、番号1番、番号2番、番号4番、番号5番、番号6番、番号8番、番号9番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号7番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、山川あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん（その3）報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん（その3）報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、松久あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。農地等移動適正化あっせん（その3）報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。11月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、山川委員、小林委員、高橋委員、そして私松久、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より小林委員と現地調査を行い、16時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、17時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番は売買でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、松久あっせん委員長より説明のありました報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号4番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中伏古7線、公簿・現況地目とも畑、面積18,300㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町中伏古7線、公簿・現況地目とも畑、面積15,300㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,654㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線、公簿・現況地目とも畑、面積45,926㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

●日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積318,271㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年4月30日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畑、面積19,626㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年4月1日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番についてですが、山川委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、山川委員は、議事参与が制限されることとなります。山川委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時48分 休憩

【山川委員退室】

15時49分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積26,757㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年10月10日、土地の引渡しの時期は令和6年10月20日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時50分 休憩

【山川委員入室】

15時50分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

●日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積454㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、芽室町市街地から美生地区へ向かって約4kmです。譲受人は、作業の出入り口も兼ねて購入したく、

周辺地域の方にも理解を得ており、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町美生18線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積7,268㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約1.8km、伏美地区です。国有地払い下げの農地となります。譲受人は27年間、酪農業を家族とともに経営しているため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番についてですが、山川委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、山川委員は、議事参与が制限されることとなります。山川委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時56分 休憩

【山川委員退室】

15時56分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、

面積18,000㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、譲渡人の住宅東側の農地です。譲受人は、農業に従事し30年以上であり、子も従事しています。規模拡大による賃貸借であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩いたします。

15時59分 休憩

【山川委員入室】

15時59分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町新朝日4線外合計16筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積315,796㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、旧中伏古小学校から南へ約1kmに位置しており、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。譲受人は、農業に従事し15年が経過し、今では家族経営の中心的な役割を果たしています。また、青年部役職も歴任されています。周辺への影響がないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） **【番号5番】**土地の所在は、芽室町新朝日4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積53,319㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。譲受人は、清水町旭山地区で畑作、酪農を行っている農家です。申請地は、譲受人の自宅から約1kmの農地で、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） **【番号6番】**土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積242,520㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借となります。譲受人は、農業に従事し3年経過しており、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） **【番号7番】**土地の所在は、芽室町北明西6線外合計37筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積335,287.27㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。譲受人は、美蔓地区で畑作を行っています。親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求め。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積102,492㎡です。

○議長（島部会長） 次に、山川あっせん委員長より経過について、説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。11月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、土屋委員、高橋委員、横溝委員、そして私山川、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となる事案と判断しました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。はじめに番号1番に

ついて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号61番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号61番】土地の所在は、芽室町中伏古7線、公簿・現況地目とも畑、面積18,300㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号61番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。はじめに、整理番号61番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号61番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号62番についてですが、中捨委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、中捨委員は、議事参与が制限されることとなります。中捨委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時13分 休憩

【中捨委員退室】

16時14分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号62番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号62番】土地の所在は、芽室町中伏古7線、公簿・現況地目とも畑、面積15,300㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号62番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号62番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号62番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時15分 休憩

【中捨委員入室】

16時15分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号63番から整理番号84番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号63番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,654㎡を賃貸借するものです。

【整理番号64番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線、公簿・現況地目とも畑、面積45,926㎡を賃貸借するものです。

【整理番号65番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畑、面積19,626㎡を賃貸借するものです。

【整理番号66番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畑、面積32,428㎡を賃貸借するものです。

【整理番号67番】土地の所在は、芽室町東芽室南6線、公簿・現況地目とも畑、面積47,464㎡を賃貸借するものです。

【整理番号68番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積27,307㎡を賃貸借するものです。

【整理番号69番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積37,243㎡を賃貸借するものです。

【整理番号70番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計10筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積178,245㎡を賃貸借するものです。

【整理番号71番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,598㎡を賃貸借するものです。

【整理番号72】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畑、面積9,349㎡を賃貸借するものです。

【整理番号73】土地の所在は、芽室町中美生2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積11,613㎡を売買するものです。

【整理番号74】土地の所在は、芽室町上芽室基線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,261.79㎡を賃貸借するものです。

【整理番号75】土地の所在は、芽室町上芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,257㎡を賃貸借するものです。

【整理番号76】土地の所在は、芽室町東芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積38,837㎡を売買するものです。

【整理番号77】土地の所在は、芽室町西土狩北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積13,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号78】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,834㎡を賃貸借するものです。

【整理番号79】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積27,728㎡を賃貸借するものです。

【整理番号80】土地の所在は、芽室町新朝日外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積30,690㎡を賃貸借するものです。

【整理番号81】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積77,400㎡を賃貸借するものです。

【整理番号82】土地の所在は、芽室町芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積19,857㎡を売買するものです。

【整理番号83】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,381㎡を売買するものです。

【整理番号84】土地の所在は、芽室町美生5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積60,796㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時30分 休憩

16時33分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号63番から整理番号84番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず、整

理番号63番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号63番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号64番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号64番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号65番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号65番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号66番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号66番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号67番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号67番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号68番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号68番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号69番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号69番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号70番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号70番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号71番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号71番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号72番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

ませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号82番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号83番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号83番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号84番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号84番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第12 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】 土地の所在は、芽室町祥栄北8線、公簿地目は畑、面積は1,244.28㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、平林現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○2番（平林委員） 2番平林です。11月14日の9時00分より役場庁舎2階会議室7で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、堀井委員、横溝委員、そして私平林、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第17回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時41分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 11月 29日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員